

仙台都市圏総合都市交通協議会規約

(名称)

第1条 本会は、仙台都市圏総合都市交通協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、仙台都市圏（以下「都市圏」という。）における望ましい交通のあるべき姿を目指して、関係機関相互により総合的な都市交通に関する検討及び協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討及び協議する。

- (1) 都市圏における交通の実態把握に関する調査及び分析
- (2) 都市圏における交通の予測及び評価
- (3) 都市圏における総合都市交通計画や施策の評価、検証及び提案
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、検討会、幹事会及び技術WGで組織する。

(検討会)

第5条 検討会は、別表第1に掲げる職にある者により構成する。

- 2 会長には、宮城県土木部長の職にある者を、副会長には、仙台市都市整備局長の職にある者をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を招集し、統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じて臨時会員を置くことができる。
- 6 検討会に顧問を置き、顧問は、検討会における協議事項に対して、指導又は助言を行う。
- 7 顧問は別表第2に掲げる者とする。
- 8 検討会は、協議会の決定機関とする。

(幹事会)

第6条 幹事会は、別表第3に掲げる職にある者により構成する。

- 2 幹事長には、宮城県土木部都市計画課長の職にある者を、副幹事長には、仙台市都市整備局総合交通政策部長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を招集し、統括する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事長は、必要に応じて臨時幹事を置くことができる。
- 6 幹事会は、検討会に付すべき事項についてあらかじめ審議し、調整を図る。

(技術WG)

第7条 技術WGは、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

2 部会長及び副部会長は、会長が指名する。

3 部会員は、部会長が指名する。

4 部会長は、部会を招集し、統括する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 技術WGは、協議事項を専門的に検討する。

(設置期限)

第8条 協議会の設置期限は、平成32年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 協議会に事務局を設置し、宮城県土木部都市計画課に置く。

2 事務局員は、宮城県土木部都市計画課及び仙台市都市整備局総合交通政策部交通政策課の職員をもって充てる。

3 事務局に、事務局長を置き、宮城県土木部都市計画課技術補佐(総括担当)の職にある者をもって充てる。

4 事務局は、協議会を効率的に運営するため、次の事務を行う。

(1) 検討会に付すべき事項に関する資料の取りまとめ

(2) 技術WGの結果を調製し、幹事に付すべき事項に関する資料の取りまとめ

(3) 必要に応じ、関係者を招集した会議の開催

(4) その他協議会の運営に関する必要な事務

(総則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則

この規約は、平成29年7月20日から施行する。

附則

この規約は、平成30年10月22日から施行する。

(別表第1)

仙台都市圏総合都市交通協議会 検討会名簿

	所属	役職名
会長	宮城県	土木部長
副会長	仙台市	都市整備局長
	東日本高速道路(株) 東北支社	建設事業部長
	東日本旅客鉄道(株) 仙台支社	総務部企画部長
	仙台市交通局	交通事業管理者
	宮城交通(株)	常務取締役営業本部長
	(社)東北経済連合会	常務理事
	仙台商工会議所	専務理事
	宮城県警察本部	交通部長
	東北地方整備局	企画部長
	〃	道路部長
	〃	仙台河川国道事務所長
	東北運輸局	交通政策部長

(別表第2)

仙台都市圏総合都市交通協議会 顧問名簿

	所属	役職名・氏名
顧問	東北大学	名誉教授 宮本 和明
顧問	東京大学	教授 原田 昇
顧問	東北芸術工科大学	教授 吉田 朗

(別表第3)

仙台都市圏総合都市交通協議会 幹事会名簿

	所属	役職名
幹事長	東北地方整備局	企画部広域計画課長
	〃	道路部道路計画第二課長
	〃	仙台河川国道事務所調査第二課長
副幹事長	東北運輸局	交通政策部交通企画課長
	宮城県	土木部都市計画課長
副幹事長	〃	土木部道路課長
	仙台市	都市整備局総合交通政策部長
	塩竈市	建設部長
	名取市	建設部長
	多賀城市	建設部長
	岩沼市	建設部長
	富谷市	建設部長
	大河原町	地域整備課長
	村田町	建設課長
	柴田町	都市建設課長
	川崎町	建設水道課長
	亘理町	都市建設課長
	山元町	まちづくり整備課長
	松島町	企画調整課長
	七ヶ浜町	建設課長
	利府町	都市整備課長
	大和町	都市建設課長
	大郷町	企画財政課長
	大衡村	都市建設課長

(オブザーバー)

	所属	役職名
	宮城交通(株)	営業部計画課第一担当課長

(技術WG)

仙台都市圏総合都市交通協議会 検討WG名簿

	所属	役職名・氏名
部会長	東京大学	教授 原田 昇
副部会長	東北芸術工科大学	教授 吉田 朗
	宮城県	土木部都市計画課技術補佐
	仙台市	都市整備局総合交通政策部交通政策課長

(オブザーバー)

	所属	役職名
	東北地方整備局	企画部広域計画課長補佐

(事務局)

仙台都市圏総合都市交通協議会 事務局名簿

	所属	役職名
事務局長	宮城県	土木部都市計画課技術補佐
	仙台市	都市整備局総合交通政策部交通政策課長

(オブザーバー)

	所属	役職名
	東北地方整備局	企画部広域計画課長補佐

※HP 公表資料では顧問以外の氏名を削除しています。